11 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度への加入のご案内

小中学校

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

刈谷市教育委員会

ご入学おめでとうございます。

刈谷市教育委員会では刈谷市立の公立小中学校に在学する児童生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下、「JSC」といいます。)と災害共済給付契約を結んでいます。

JSC の災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、児童生徒の名簿を提出することになっています。加入は任意となっていますが、当教育委員会は、漏れなく加入に同意くださることを希望します。加入に同意くださる方は、下記の同意書にご記入の上、学校長へ提出してください。

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。令和4年4月 1日現在、その主な内容は以下のとおりです。

※災害共済給付契約について、本同意書により、初回の同意後、在学中は自動更新となります。

■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

※障害見舞金及び死亡見舞金の給付金額は、令和元年度から改定しています。

災害の種類	災害の範囲	給 付 金 額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10(そのうち 1/10 は、療養に伴って要する費用として加算される分)※ <u>窓口での自己負担がない場合、実際に保護者等に支給されるのは 1/10 となります。</u> ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の 1/10 を加算した額・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの・学校給食等こよる中毒・ガス等こよる中毒・熱中症・溺水・異物の嚥下又は迷入こよる疾病・漆等こよる皮膚炎・外部衝撃等こよる疾病・負傷こよる疾病	
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害 (その程度により第1級から第14級に区分される。)	障害見舞金 4,000 万円~88 万円 〔通学中の災害の場合 2,000 万円~44 万円〕
	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000 万円(通学中の場合 1,500 万円)
死亡	字 運動などの行為に起因する突然死 然	死亡見舞金 3,000 万円(通学中の場合 1,500 万円)
	系 死 運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500 万円(通学中の場合も同額)

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合② 休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- かぶ時间で、この他欠及の指示 承認に塞っと子図こ④ 通常の経路及び方法により通学する場合

■ 給付に関する注意事項

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長 10 年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ④ 他の法令の規定による給付等を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- ⑤ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行い ません。

*これは JSC の災害共済給付制度の概要を記載したものです。

■ 共済掛金(年額)

年額920円 うち2分の1を刈谷市教育委員会が負担 保護者等負担460円

※生活保護家庭及び準要保護家庭は、保護者等負担はありません。

(き り と り)

同 意 書

見本

刈谷市教育委員会 様

刈谷市立刈谷南中学校

年 組 児童生徒氏名

貴教育委員会が独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、在学する間、上記児童生徒が加入することに同意します。また、刈谷市子ども医療費支給条例等により、医療費の自己負担がない場合は、災害共済給付金から子ども医療等助成分を控除した後の金額を受け取ることを承諾します。

令和 5 年 月 日

保護者又は後見人氏名